

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南西部振興) 一
- 〃 (北西部振興本庄事務所) 二
- 〃 (NPO活動推進課) 二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定(水環境課) 二
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課) 三
- 河川区域の指定(河川砂防課) 三
- 深谷都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課) 三
- 川越都市計画用途地域の変更の案の縦覧(市街地整備課) 三
- 滑川町月輪土地区画整理組合の解散認可(市街地整備課) 四
- 上尾市大谷北部第二土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(市街地整備課) 四
- 県営都市公園(羽生水郷公園)の区域の変更(公園課) 五
- 埼玉県立学校への外国語指導助

- 手派遣業務(東南地区)に関する一般競争入札公告 (高校教育指導課) 六
- 埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務(南西部地区)に関する一般競争入札公告 () 七
- 埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務(北西部地区)に関する一般競争入札公告 () 九
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 一〇
- 県道長瀨玉淀公園線の区域の変更(秩父県土) 一一
- 県道藤倉吉田線の区域の変更(行田県土) 一二
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷県土) 一二
- 県道西金野井春日部線の区域の変更(越谷県土) 一二
- 県道三郷幸手自転車道線の区域

- の変更 (越谷県土) 一二
- 県道三郷幸手自転車道線の供用の開始 () 一三
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更 () 一三
- 県道葛飾吉川松伏線の供用の開始 () 一四

告示

- 県道松戸草加線の区域の変更 (越谷県土) 一四
 - 個人演説会等施設の指定 (選管委) 一四
 - 裁決手続開始の決定 (収用委員会) 一五
- 平成二十一年三月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
 - 三 特定非営利活動法人コ・ラ・ボ埼玉代表者の氏名
 - 望月 泰宏
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 埼玉県志木市柏町四丁目五番二十八号
 - 五 定款に記載された目的
- この法人は、社会生活を営む上で特別の支援が必要な人たちが全般に対し、幼児青少年においてはその健全育成、中高年齢者における社会的課題対策、障害者への支援、総じて人の活動に制限を与えたり社会への参加を妨げたりする制度や仕組みの見直し、及び市民の理解と協力のシステムづくりなど、あらゆる「ひと」が心豊かに共生できる社会形成を推進する事業活動を、それぞれの支援団体や関連機関等との連携や協力を図りながら行うことによ

り、誰にとっても可能性豊かで希望にあふれる社会環境を構築することを目的とする。

埼玉県告示第三百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワクワクボード

三 代表者の氏名

小松 政敏

四 主たる事務所の所在地

本庄市けや木一丁目二十六番十八号

STビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化社会にあつて、安心して老後を迎えることができ、充実した社会保障制度及び地域社会の実現のために、市民が求める福祉について調査、研究、提言するとともに高齢者及び障害者等の市民の生活自立を支援するサービスを提供することを通じて、より良い地域社会の推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三百五十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドッポクラブ

三 代表者の氏名

串田 由幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区三橋六丁目一

六九二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、国の内外を問わず男女、健常者、障害者が共に助け合い、障害者やその家族及び老人等に対して福祉活動を行うと共に、近年とみに複雑化する医学・科学の発展状況を解かり易く啓蒙し、障害者とその家族が抱える問題に対して手をさしのべることに、愛情豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三百五十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

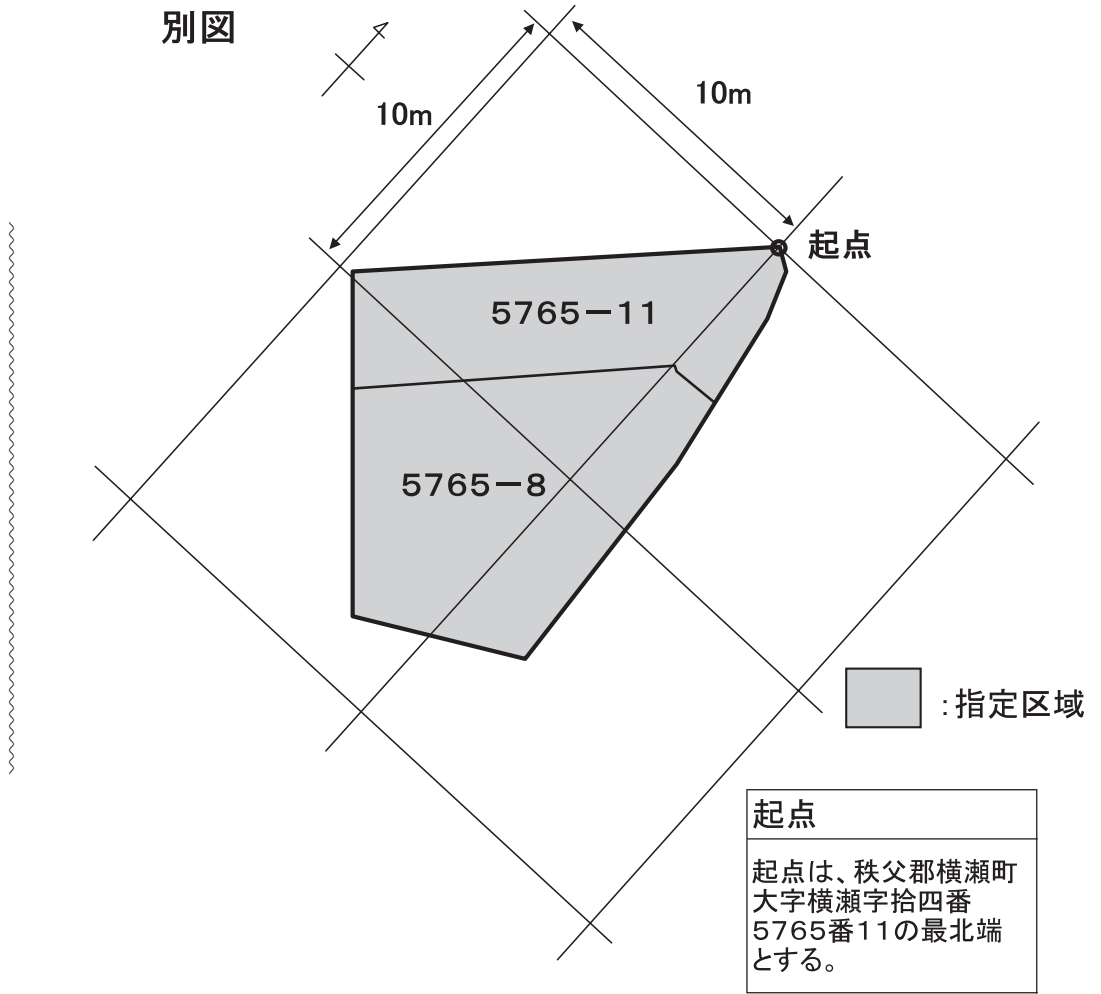
一 指定する区域

別図のとおり(秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五七六番八及び五七六番十)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物

埼玉県告示第三百五十七号
 平成二十一年埼玉県告示第八十五号で
 公示した公共測量(二級基準点・三級基
 準点の再設置及び再観測)は、平成二十
 一年二月六日終了した旨測量計画機関の
 長である寄居町長津久井幹雄から通知を



受けたので、測量法(昭和二十四年法律
 第百八十八号)第三十九条において準用
 する同法第十四条第三項の規定により公
 示する。
 平成二十一年三月十日
 埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第三百五十八号
 利根川水系に係る指定区間の一級河川
 について、河川法(昭和三十九年法律第
 百六十七号)第六条第一項第三号の区域
 を次のとおり指定する。
 その関係図面は、埼玉県県土整備部河
 川砂防課及び埼玉県杉戸県土整備事務所
 に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年三月十日
 埼玉県知事 上田 清司

一 河川の名称
 大島新田川

二 指定に係る河川区域の存する区間
 左岸 幸手市大字戸島字浮合二千十
 八番八地先から北葛飾郡杉戸町大字本
 島字北天神二千五十一番一地先まで

三 指定に係る河川区域
 関係図面の茶色で着色した部分に該
 当する土地の区域のうち、河川法第六
 条第一項第二号の区域以外の区域

埼玉県告示第三百六十号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百
 号)第二十一条第二項において準用する
 同法第十七条第一項の規定により、都市
 計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す
 る。
 平成二十一年三月十日
 埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称
 深谷都市計画道路三・五・二十三号
 普濟寺矢島線

二 都市計画を変更する土地の区域
 イ 追加する土地の区域
 深谷市普濟寺字西谷田、字島合、
 字樋詰、字中島、字矢道及び字栗下
 の各一部
 ロ 削除する土地の区域
 深谷市普濟寺字西谷田、字島合及
 び字樋詰の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所
 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉
 県熊谷県土整備事務所及び深谷市都市
 整備部都市計画課

四 縦覧期間
 平成二十一年三月十日から平成二十
 一年三月二十四日まで

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉
県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県
土整備事務所、埼玉県東松山県土整備
事務所、川越市都市計画部都市計画
課、日高市都市整備部都市計画課及び
川島町都市整備課

四 縦覧期間

平成二十一年三月十日から平成二十
一年三月二十四日まで

埼玉県告示第三百六十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第
百十九号)第四十五条第二項の規定によ
り、滑川町月輪土地区画整理組合の解散
を認可した。

平成二十一年三月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百六十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により
上尾市大谷北部第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつたの
で、次のとおり公告する。

平成二十一年三月十日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

氏名	住所
新井 武	上尾市大字今泉四三番地
新井 利憲	同 同 一四三番地
飯野 浩治	川一丁目二七番地六
大室 一雄	今泉一丁目二五番地二五
大室 昇一	大字今泉四八番地二
小川 長流	同 同 八六番地三
小川 實	同 同 二五番地五
粕谷 丈之	同 同 壹丁目四〇八番地
加藤 泰孝	同 同 川一九二番地
金子 隆治	同 同 今泉九四番地一
金子 正吉	同 同 一四九番地
金子 昌太郎	同 同 九七番地

河原塚 要助 上尾市今泉一丁目四〇番地一〇

小池 清治	同 大字今泉一七〇番地
小池 豊	同 同 一六九番地
小山 卯之助	同 同 一五一番地二
庄田 進司	同 同 五八六番地
染谷 忠	同 同 川一八九番地
田島 龍司	同 同 今泉五六四番地一
田中 岩松	同 同 一一三番地
田中 耕太郎	同 同 三二三番地三
田中 稔	同 同 三二三番地二
千葉 欽治	同 同 一五二番地一三
塚田 良久	同 同 五〇七番地六
富永 欣明	同 同 今泉一丁目三五番地一〇

就任した理事の氏名及び住所

氏名	住所
新井 武	上尾市大字今泉四三番地
新井 秀明	同 同 一四〇番地一
新井 佑治	同 同 二二番地
飯野 浩治	川一丁目二七番地六
大室 一雄	今泉一丁目二五番地一五
大室 喜一	大字今泉三三六番地
大室 昇一	同 同 四八番地二
大室 弘	同 同 三七番地二
小川 長流	同 同 八六番地三
小川 實	同 同 二五番地五
加藤 泰孝	同 同 川一九二番地
金子 信男	同 同 今泉一四九番地一
小池 武利	同 同 一七〇番地
小山 卯之助	同 同 一五一番地二
小山 昇	同 同 五六番地
庄田 進司	同 同 五八六番地

関口	一雄	上尾市大字壹丁目一四二番地七
染谷	忠	同 川一八九番地
田島	龍司	同 今泉五六四番地一
田中	岩松	同 同 一一三番地
田中	耕太郎	同 同 三三三番地三
田中	稔	同 同 三二三番地二
塚田	良久	同 同 五〇七番地六
富永	廣次郎	同 今泉一丁目四〇番地二一
富永	欣明	同 同 一丁目三五番地一〇

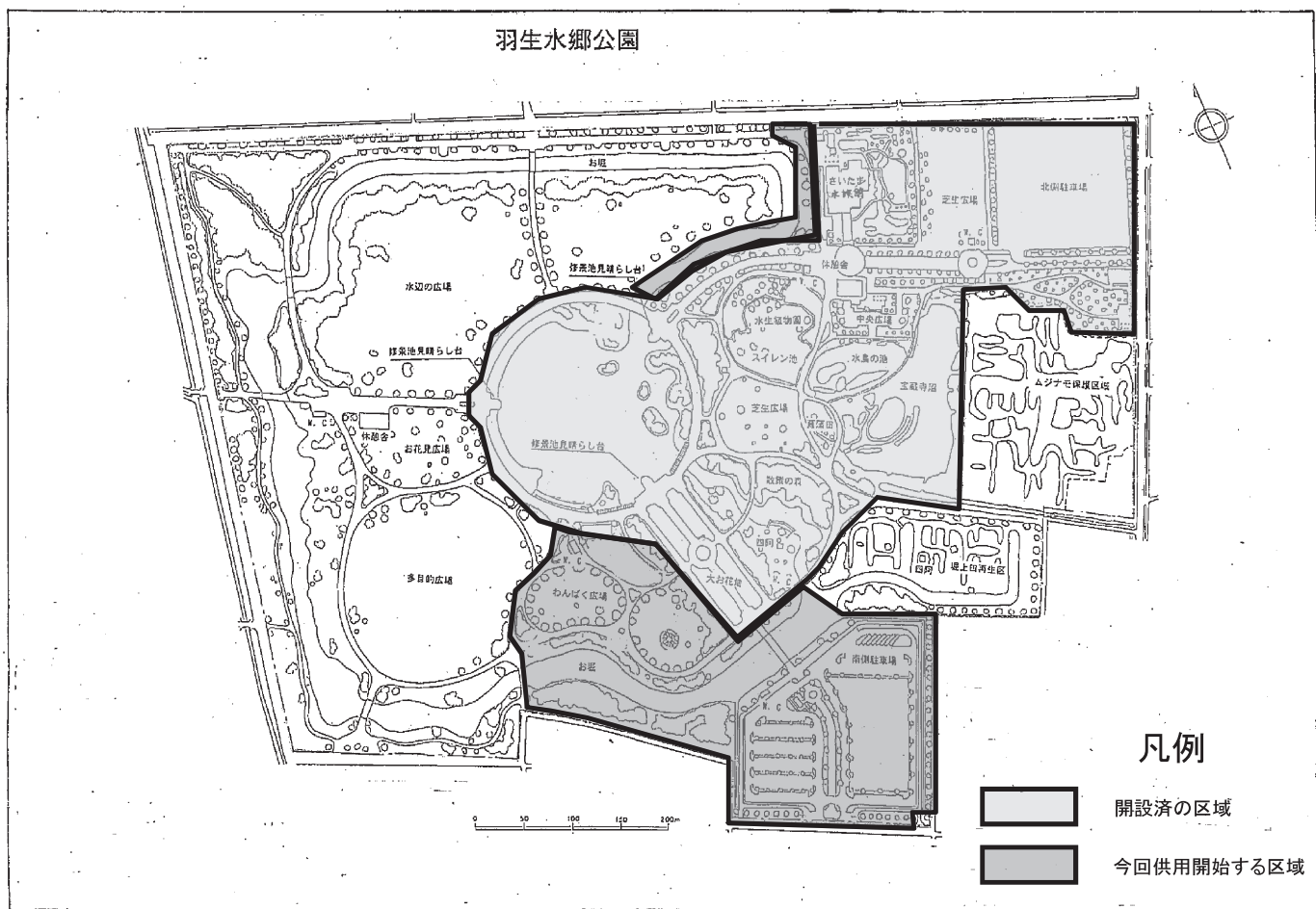
埼玉県告示第三百六十三号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十一年三月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 名称
羽生水郷公園
- 二 位置
羽生市大字三田ヶ谷、与兵衛新田、弥勒及び日野手新田地内
- 三 変更に係る区域
別図のとおり
- 四 変更に係る区域の供用開始の期日
平成二十一年四月一日



埼玉県告示第百六十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年三月十日

埼玉県長 田 栗 匡

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務(東南地区) 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成21年4月13日(月)から平成22年2月26日(金)まで
 - (4) 履行場所
仕様書による。
 - (5) 入札方法
入札金額は、業務一式に係る金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、A等級又はB等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(7) 個人情報取扱いはについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。

(8) 平成18年4月1日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。

(9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田 和明、鈴木 啓修 電話048-830-7391(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 自治会館地下B01

イ 日時

平成21年3月30日(月)午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁

県立学校部高校教育指導課教育指導担当

イ 受領期限

- 平成21年3月27日(金) 午後5時(必着)
- ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の105に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月17日(火)午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県知事 熊谷 元一

〒300-8501 さいたま市中央区三ツ町一丁目

電話 048-231-3110

埼玉県 田 野 区

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務(南西地区) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月13日(月)から平成22年2月26日(金)まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、業務一式に係る金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、A等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) 個人情報情報の取扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- (8) 平成18年4月1日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。
- (9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田 和明、鈴木 啓修 電話048-830-7391(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 自治会館地下 B01
- イ 日時
平成21年3月30日(月)午前10時30分
- (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課教育指導担当
イ 受領期限
平成21年3月27日(金)午後5時(必着)
ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、入札金額の100分の105に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月17日(火)午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (8) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県議会議員選挙入札に関する

次のとおりである。

平成21年3月10日

埼玉県選挙 田 畑 正

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（北西地区） 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成21年4月13日（月）から平成22年2月26日（金）まで
 - (4) 履行場所
仕様書による。
 - (5) 入札方法
入札金額は、業務一式に係る金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算

した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、A等級又はB等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
 - (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
 - (7) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
 - (8) 平成18年4月1日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。
 - (9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁

立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田 和明、鈴木 啓修 電話048-830-7391 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 自治会館地下 B01

イ 日時

平成21年3月30日(月) 午前11時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局

県立学校部高校教育指導課教育指導担当

イ 受領期限

平成21年3月27日(金) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の105に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月17日(火)午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加

資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から当該書類に
関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの
を「公告する」。

平成二十一年三月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十一年二月六日

指令飯整第二〇〇〇三七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月四日
飯整第二〇〇〇四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字内手二二
七六番五、二二七六番六、二二七七番
八、二二七七番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 一 鶴ヶ島市富士見二丁目三五番地一三一 レジデンス若葉三〇五 一 新井 弘悦

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	秩父郡長瀨町大字岩田字山巡り八四七番一地先から同郡同町大字岩田字吉祥七一四番一地先まで		一・一・二〇 一八・六〇	四〇三・〇〇		地方特定道路(改築)整備工事	
旧			五・〇〇 一四・二〇				

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	秩父郡小鹿野町藤倉字原谷戸二七四四番地先から同郡同町藤倉字原谷戸二七一八番一地先まで		一〇・〇〇 三八・〇〇	九九・四〇		道路災害防除工事	
旧			七・八〇 二五・〇〇				

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤倉吉田線
- 三 道路の区域

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月十日

埼玉県行田県土整備事務所長

南 沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十年十一月二十八日

指令行整第二〇〇〇四七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月二十四日第三十六号

号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北大桑字新井二四七―一、二四八―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市中央四丁目九番四九号
株式会社 カクダイ建築設計研究所
代表取締役 蓮実 久司

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月十日

埼玉県行田県土整備事務所長

南 沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十一年二月二十七日

指令行整第二〇〇〇四二一号

二 検査済証番号

平成二十一年二月二十七日第三十七号

号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字旗井字六軒一六八二―二(幸手都市計画事業栗橋駅西土地区画整理事業区域内七三街区八画地)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字旗井一三五 小城 利幸

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 西金野井春日部線

三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧	春日部市下柳字古川端七二三番一地先から同市下柳字古川端八四四番四地先まで	六・六〇	七・二〇	地方特定道路(改築)整備工事
新		一一・〇〇	一一・五〇	

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 三郷幸手自転車道線

三 道路の区域

旧新別	旧A	新A	旧B	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		三郷市鷹野一丁目四七三番地先から同市新和二丁目四六四番地先まで		区 間	三・〇二〇 三・〇五〇 七・五〇〇	一三五二・〇〇	江戸川堤防工事のための仮道の廃止
			三・〇〇〇		八・七〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備 考
県道三郷幸手 自転車道線	三郷市鷹野一丁目四七三番地先から同市新和二丁目四六四番地先まで	平成二十一年三月十日	平成二十一年三月十日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路区域の供用の開始である。 延長一三五一・〇〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年三月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

旧新別	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	三郷市戸ヶ崎字大道西二二八〇番一地先から同市戸ヶ崎字大道西二三四二番八地先まで		七・八〇〇 一七・三〇〇	二五六・〇〇	
			一一・四〇〇 三〇・三〇〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道葛飾吉川松伏線	三郷市戸ヶ崎字大道西二二八〇番一地先から同市戸ヶ崎字大道西二三四二番八地先まで	平成二十一年三月十一日	平成二十一年三月十日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路区域の供用の開始である。 延長二五六・〇〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸草加線
- 三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	三郷市戸ヶ崎二丁目九一番四地先から同市戸ヶ崎二丁目一番地先まで	二三・〇〇 四一・六〇	一八六・五〇	
新		二三・〇〇 四一・六〇		

埼玉県選管告示第二十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、ふじみ野市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十一年三月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
ふじみ野市立サービセンタール多目的ホール	ふじみ野市霞ヶ丘二丁目二番七号	ふじみ野市長	二四〇人

埼玉県収用委員会告示第一号

平成二十一年二月十八日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十一年三月十日

埼玉県収用委員会会長

佐世 芳

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十年度第四号

二 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

三 事業の種類

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

埼玉県 埼玉県 起業者の名称及び住所

実測 一一三・三九

平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 九八・九〇平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 登記名義人 西川静作

ただし、同人は昭和二十六年二月八日に死亡

法定相続人

氏名 西川光枝(持分一三六八五

七六〇〇分の二二八〇九六〇

〇)

住所 埼玉県入間郡毛呂山町大字

葛貫一二六番地二

氏名 篠崎ヒデ子(持分一三六八

五七六〇〇分の二二八〇九六

〇)

住所 埼玉県日高市大字台三五三

番地三

氏名 高島禮子(持分一三六八五

七六〇〇分の二二八〇九六〇

〇)

住所 東京都立川市幸町二丁目五

一番地の二二

氏名 西川信一(持分一三六八五

七六〇〇分の二二八〇九六〇

〇)

住所 兵庫県西宮市南郷町一番一

七号

〇)

氏名 宮崎富美(持分一三六八五

七六〇〇分の一九〇〇八〇

〇)

住所 埼玉県入間郡越生町大字龍

ヶ谷四五番地

氏名 吉川豊三(持分一三六八五

七六〇〇分の五七〇二四〇

〇)

住所 埼玉県日高市大字北平沢八

三四番地

氏名 堀なみ子(持分一三六八五

七六〇〇分の二八五二二〇

〇)

住所 埼玉県さいたま市緑区大字

三室一九七番地三

氏名 市宮住宅三室団地一二三号

氏名 成瀬千代(持分一三六八五

七六〇〇分の七六〇三二〇)

住所 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷

四二三番地四

氏名 吉川春江(持分一三六八五

七六〇〇分の七六〇三二〇)

住所 埼玉県朝霞市三原四丁目一

二番五号

氏名 河合芳枝(持分一三六八五

七六〇〇分の七六〇三二〇)

住所 東京都板橋区徳丸四丁目三

一番二八号

氏名 亀井貞夫(持分一三六八五

七六〇〇分の七六〇三二〇)

住所 埼玉県川越市旭町三丁目二

番地一八

氏名 亀井一広(持分一三六八五

七六〇〇分の二〇二七五二)

住所 埼玉県入間郡毛呂山町中央

二丁目一八番地五

氏名 遠藤智恵子(持分一三六八

五七六〇〇分の五〇六八八)

住所 埼玉県入間郡毛呂山町前久

保南一丁目二三番地九

氏名 服部明子(持分一三六八五

七六〇〇分の五〇六八八)

住所 埼玉県和光市新倉二丁目六

番六四号

氏名 ポエム和光II二〇一

氏名 亀井典子(持分一三六八五

七六〇〇分の一五二〇六四)

住所 埼玉県入間郡毛呂山町中央

二丁目一八番地五

氏名 亀井恆雄(持分一三六八五

七六〇〇分の一五二〇六四)

住所 埼玉県入間郡毛呂山町中央

三丁目三番地八

氏名 宇都宮敏子(持分一三六八

五七六〇〇分の一五二〇六

四)

住所 埼玉県入間郡毛呂山町中央

三丁目四一番地八

氏名 武田寛(持分一三六八五七

六〇〇分九五〇四〇〇)

住所 東京都武蔵村山市学園一丁

目七一番地の四

氏名 荻野節子(持分一三六八五

七六〇〇分九五〇四〇〇)

住所 埼玉県日高市大字原宿三二〇番地一	氏名 堅木莊一(持分一三六八五七六〇〇分の一九〇〇八〇〇)	住所 埼玉県川越市大字的場四五八番地一	氏名 田中和美(持分一三六八五七六〇〇分の一五八四〇〇)	住所 大久保妙子(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)
住所 神奈川県茅ヶ崎市赤松町一二番一四号	住所 埼玉県川越市大字的場四五八番地一	住所 東京都板橋区赤塚六丁目二五番一六号	住所 指扇一二一七番地一	住所 埼玉県さいたま市西区大字
氏名 長島富男(持分一三六八五七六〇〇分の四七五二〇〇)	氏名 横内美佐子(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)	住所 愛知県日進市米野木町南山八番地六一	住所 小林まみ子(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)	住所 埼玉県さいたま市北区大字
住所 埼玉県比企郡滑川町大字福田四七七番地三	住所 埼玉県坂戸市薬師町三五番地一二	住所 宮崎竜也(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)	住所 菅谷和子(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)	住所 埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一七〇番地一
氏名 野澤浩美(持分一三六八五七六〇〇分の一五八四〇〇)	住所 埼玉県日高市大字原宿三〇九番地一〇	住所 埼玉県入間郡越生町大字黒岩三二六番地二	住所 岩三二六番地二	住所 菅谷和子(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)
住所 埼玉県比企郡滑川町大字山田二四九一番地二	住所 埼玉県日高市大字原宿三〇九番地一〇	住所 埼玉県入間郡越生町大字黒岩三二六番地二	住所 黒岩第三住宅五〇三	住所 町二丁目一三八六番地三
氏名 伊山 恵(持分一三六八五七六〇〇分の一五八四〇〇)	住所 埼玉県入間郡越生町大字黒岩三二六番地二	住所 埼玉県入間郡越生町大字黒岩三二六番地二	住所 元田啓子(持分一三六八五七六〇〇分の一九〇〇八〇〇)	住所 青木幸雄(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)
住所 埼玉県東松山市美土里町二番八号	住所 埼玉県入間郡越生町大字黒岩三二六番地二	住所 埼玉県入間郡越生町大字黒岩三二六番地二	住所 埼玉県比企郡鳩山町大字熊井一九一七番地一	住所 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四一八番地
氏名 長島政博(持分一三六八五七六〇〇分の一五八四〇〇)	住所 埼玉県入間郡越生町大字黒岩三二六番地二	住所 埼玉県入間郡越生町大字黒岩三二六番地二	住所 山崎節子(持分一三六八五七六〇〇分の一九〇〇八〇〇)	住所 青木輝男(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)
住所 埼玉県比企郡滑川町大字福田四七七番地三	住所 埼玉県入間郡越生町大字成瀬七四六番地	住所 埼玉県入間郡越生町大字成瀬七四六番地	住所 埼玉県入間郡越生町大字大谷一〇〇七番地	住所 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四一八番地
氏名 三橋知治(持分一三六八五七六〇〇分の一九〇〇八〇〇)	住所 埼玉県入間郡越生町大字成瀬七四六番地	住所 埼玉県入間郡越生町大字成瀬七四六番地	住所 金子敏男(持分一三六八五七六〇〇分の一九〇〇八〇〇)	住所 青木ヨネ子(持分一三六八五七六〇〇分の一四二五六〇〇)
住所 埼玉県日高市大字馬引沢二二三番地二	住所 埼玉県入間郡越生町大字成瀬七四六番地三	住所 埼玉県入間郡越生町大字成瀬七四六番地三	住所 井一九一六番地一	住所 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目七八三番地二
氏名 三橋浪太郎(持分一三六八五七六〇〇分の一九〇〇八〇〇)	住所 宮崎 正(持分一三六八五七六〇〇分の一五八四〇〇)	住所 宮崎 正(持分一三六八五七六〇〇分の一五八四〇〇)	住所 青木正一(持分一三六八五七六〇〇分の九五〇四〇〇)	住所 青木三治(持分一三六八五七六〇〇分の一四二五六〇〇)
住所 埼玉県日高市大字馬引沢四四番地三	住所 埼玉県入間郡越生町大字成瀬七四六番地三	住所 埼玉県入間郡越生町大字成瀬七四六番地三	住所 埼玉県さいたま市北区櫛引町二丁目一七〇番地一	住所 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目七八三番地二

氏名 荻野静枝(持分一三六八五
七六〇〇分の四七五二〇〇)
住所 埼玉県日高市大字山根一三
〇〇番地一
氏名 青木 甫(持分一三六八五
七六〇〇分の四七五二〇〇)
住所 埼玉県入間郡毛呂山町大字
滝ノ入七六八番地
氏名 青木ふさえ(持分一三六八
五七六〇〇分の四七五二〇
〇)
住所 埼玉県入間郡毛呂山町大字
滝ノ入七六八番地
氏名 小峰澄江(持分一三六八五
七六〇〇分の四七五二〇〇)
住所 埼玉県入間郡越生町大字黒
山九五一番地
ただし、持分については法定相続割合
である。
六 土地に関して権利を有する関係人の
氏名、住所及びその権利の種類
なし

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二一(代表)
	埼玉県 埼玉県警サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)